

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 事業主不服申立/メリット制

厚生労働省は2022年10月26日に労働保険料徴収法第12条第3項の適用を受ける事業主の不服の取扱いに関する検討会を参集すると、わずか2回の検討で報告書を取りまとめ、2023年1月31日付けで基発0131第2号「メリット制の対象となる特定事業主の労働保険料に関する訴訟における今後の対応について」を發出した。労災保険のメリット制適用事業主が、労働保険料認定決定の不服申立等において、メリット制収支率算定基礎対象となる労災支給処分の支給要件非該当を主張することを認めることに、解釈及び対応方針を変更したのである。

裁判所が、メリット制適用事業主に労災支給処分に対する不服申立適格を認めることを回避するための対応と説明され、労災支給処分を取り消すことはしないとされたものの、2022年11月29日に東京高裁はあんしん財団事件でそのような判決を下してしまい、国は最高裁に上告している。

「事業主の不服申立制度の創設」は、1970・80年代には使用者側の労災保険改正要望の筆頭にあげられていたが、それが労災保険制度と被災者に及ぼす悪影響の大きさから、保険財政安定のために厚生労働省が使用者側の予防により配慮していた当時であっても、決して実現することはなかった。メリット制は、当初は労災保険率引き上げとの取引材料として活用されたが、使用者側は一貫してその拡大を要望している。そのメリット制が、労災不支給処分に対する被災者側による不服申立訴訟への事業主の補助参加を容認する最高裁判決の

根拠とされ、また今回の事態につながっている。他方で、メリット制が労災防止促進の効果があるという証拠はなく、圧倒的多数の事業主に不公平を強い、不透明で、「労災隠し」の温床にもなっている。

全国安全センターは、2022年10月31日に「労災保険制度における事業主不服申立制度の導入に反対する緊急声明」を公表するとともに、緊急に厚生労働省担当者との懇談・意見交換会、新方針が報告される労働政策審議会労災保険部会に向けた緊急アピール行動と記者会見等に取り組んだ。

さらに、問題の根本的解決のためには、厚生労働省と裁判所双方の動きの根源にある労災保険のメリット制の廃止が必要と提起して、2023年5月22日に院内集会を開催して、いままぜメリット制の廃止を議論する必要があるのか解説して、関心をもつ諸団体の代表らと議論を行った。労災被災者の生活と権利を守るために、いかなるかたちであっても事業主の不服申立を許してはならないこと、また、いまメリット制を廃止する必要があるという理解を広げ、実現する取り組みをすすめていく。

安全センター情報では、①事業主不服申立制度、②労災保険のメリット制度に関する内外の情報、③過去の労災保険改正における労使の要望について、集中的に情報提供を行った。

2. 精神障害労災認定基準の見直し

精神障害の労災認定基準の見直しは、2021年12月7日に専門検討会が参集され、2023年5月30日までに13回開催されて、報告書案が示された。全国安全センターは、2022年4月28日、9月15日、10月11

日、2023年1月30日、5月17日及び6月13日に意見書を提出し、いずれも検討会において配布されている。

検討会における議論を踏まえてタイムリーに、現場の経験を踏まえて、望まれる議論や改正の方向性だけでなく、場合によっては不適切な発言等について具体的に取り上げてきたことは、少なくとも検討の真剣さに一定の影響を与えることができたのではないかと思料している。

最大の懸念事項は、報告書で「治ゆ」が取り上げられ、「療養期間の目安」について記述されていることである。「長期療養者の適正管理」の名のもとに、振動病等の運動器障害を中心に、「治ゆ」についての社会常識と労災の「症状固定」概念の解離や「労災保険打ち切り」の問題が社会問題化していたのはそう昔のことではない。

内外で調査・文献の実施・収集等もなされたようだが、労災保険事業年報の「傷病別長期療養者」統計(表7参照)に、令和2年度版から、石綿関連疾患(良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚)、石綿関連疾患(肺がん、中皮腫)、脳血管疾患及び虚血性心疾患(負傷に起因するものを除く)、精神障害に係るデータも掲載されるようになってきている。これによって、新規認定者数に加えて、前年度末療養中、当該年度に新規に療養開始後1年以上経過者に該当した者、治ゆ及び中断者、死亡、傷病(補償)年金移行者、及び年度末療養中の者の療養期間別内訳がわかるようになった。精神障害に限らず、少なくともここで取り上げた傷病については、障害(補償)給付移行者や休業の状況等に関する情報も公表して、療養者の推移をより全体的に把握できるようにしたうえで、状況と課題の分析に努めるべきである。

引き続き認定基準の改正とその運用について、フォローアップしていく。

3. 石綿健康被害救済法の見直し

環境省による石綿健康被害救済法見直し作業がコロナ禍のために遅れてしまったため、2027年3月27日に救済給付の請求期限切れが生じてしまったが、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を中心とした国会議員に対する働きかけから救済法の

三度目の改正が実現し、2022年6月17日に施行された。労災時効救済については、対象範囲と請求期限が各々10年拡大・延長され、環境省所管救済の法施行前死亡救済の請求期限も10年延長され、未申請死亡救済の請求期限も10年延長されて死亡から25年となった。患者と家族の会は、早くから「救済法改正への3つの緊急要求」-①「格差のない」給付と「すき間」をなくす認定基準の見直し、②治療研究促進のための「石綿健康被害救済基金」の活用、③待ったなしの時効救済制度の延長-を掲げていたが、まず、③を実現したわけである。

中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会とは2022年6月6日に参集され、2023年3月31日までに5回開催されている。

患者と家族の会は、「確かな声でいまを変えたい患者と家族、わたしたち121の声」というリーフレットを作成して国会議員を含め広く関係者に届け、第2回患者・家族、第3回医学専門家専門家、第4回法律関係専門家のヒアリングを要求して実現するとともに、後者2回の内容を踏まえて「中皮腫を治せる病気に!『命の救済』がされる未来へ」、「法改正に待ったなし!アスベスト被害の新たな補償制度を!」にまとめて小委員会の外にも持ち出せるようにし、また随時提言・要望・資料等の提出や環境省事務方との折衝を行っただけでなく、院内集会・関係省庁交渉等も行った。小委員会には石綿対策全国連絡会議を代表して中皮腫サポートキャラバン隊の右田孝雄さんが委員に加わり、第3回から患者と家族の会の小菅千恵子会長にバトンタッチしたが、おふたりの奮闘も過去最高と呼べるものだった。

委員まかせ、小委員会まかせにせず、専門家や国会議員等々も巻き込んで、世話人と事務局の総力と可能な限り全国の患者・家族の力を引き出そうとした取り組みは今後のモデルにすべきものである。全国安全センターと各地域センターも全面的に協力した。残念ながら法改正の実現に至っていないが、取り組みを継続することが確認されている。

4. 労災補償から漏れる人々等

「働き方改革」の一環として、2021~22年度に4回

も労災保険の特別加入制度の対象範囲の拡大が行われた一方で、ワーバー・イーツユニオンなどは、働く者に負担を負わせるのではなく企業負担による労災の適用を要望している。建設アスベスト給付金制度はすでに一人親方等も補償対象としている。

「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」では、災害発生場所を管理する事業者個人事業者等の死亡又は重度な負傷を伴う事故も報告する義務を負わせ、また、個人事業者等の検診費用を安全衛生経費として契約に盛り込むことをガイドライン等によって示すことなども検討されているところである。

他方、地方公務員災害補償法、同法に基づく条例、同法以外の関係法に基づく条例と労災保険法の適用が入り組んでいる、とりわけ臨時職員や特別職の地方公務員について、諸制度に翻弄されたり、どの制度からも補償を受けられていないなどの相談も相次いでいる。

被害者から聴取しないことを含め、杜撰な調査や専門医の不当な判断による誤った決定が下されることが少なからずあるうえに、厚生労働省と比較しても外部からの要請等に真摯に対応しない地方公務員災害補償基金本部・支部の姿勢が、地方公務員の災害補償を一層困難にしている。

法改正が必要な課題への対処とともに、適用可能な制度による労災補償が確実に行われるようにする取り組みを強化する必要がある。

5. リスクアセスメント義務の普遍化

2022～2024年度に段階的に施行されている「新たな化学物質規制」は、がん等を除いた化学物質による労働災害の約8割が特別則の規制対象以外の物質に起因するものであること等を踏まえ、これまでの特別則中心の規制から、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みを整備・拡充し、情報に基づいたリスクアセスメントの実施とその結果に基づく対策を基本とする規制への移行等と説明されている。しかし、2023年度分が施行された段階で、現実には濃度基準値が設定された化学物質の濃度の確認測定と濃度基準を遵守できる保護具の選定に偏り、

リスクアセスメントに基づきリスクを最小限度にする義務は徹底されないのではないかと危惧される。

ILOの暴力・ハラスメント条約・勧告が、リスクアセスメントを中心とした労働安全衛生マネジメントによる防止対策を明示し、暴力・ハラスメントの可能性を高める心理社会的リスクを考慮に入れることを指摘しているにもかかわらず、日本のハラスメント対策では、そもそも事業主の方針等の明確化とその周知・啓発以外は本来の防止措置が義務づけられておらず、労働安全衛生上の課題にも位置づけられていない。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックを契機にILOは、生物学的ハザードを予防・管理するための技術ガイドラインを策定し、また新たな基準の討議を開始しようとしている。ここでもリスクアセスメントを中心とした労働安全衛生マネジメントアプローチが基本になるが、日本のCOVID-19では労働におけるリスクアセスメントが出てこない。

三管理（作業管理・作業環境管理・健康管理）を金科玉条にしてきた日本の伝統的アプローチからの脱却が必要である。リスクアセスメント自体が目的ではなく、それを手段としてリスク管理のヒエラルキー（原則）にしたがって合理的に実行可能な限りリスクを最小限度にすることが事業主の義務であることが徹底及び確保されなければならない。

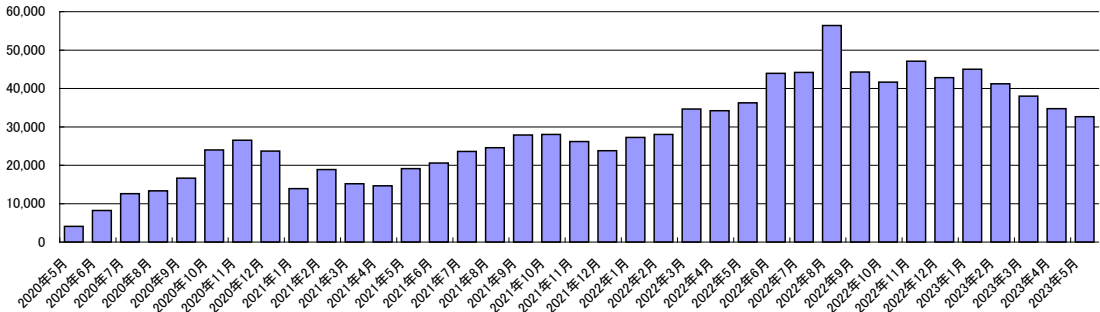
安全センター情報2022年12月号特集「労働安全衛生法制定50周年」は、ILOが労働安全衛生を5番目の「基本的原則及び権利」に追加したことや上述した内容を含めてまとめたものである。

6. 原発被ばく労働対策

2011年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故以来、全国安全センターは他の市民団体等と協力しながら、原発被ばく労働の問題に対する取り組みを継続している。

最近では、2023年6月2日には第24回目になる被ばく労働問題省庁・東電交渉、4月26日には被ばく労働ネットワークとしての春闘集会を開催、被ばく労働問題に関する学習会も継続しています。また、東電福島第一原発の事故収束や九電玄海原発の

全国安全センター・ウェブサイト (<https://joshrc.net/>) の月別表示数の推移



定期検査に従事し急性骨髄性白血病を発症した(労災認定済み) あらかぶさんが東電と九電を相手取って起こした損害賠償裁判、福島第一原発の車両整備士で、構内で倒れ致死性不整脈で亡くなった猪狩忠昭さんの遺族が雇主と元請、東電を相手取った過労死損害賠償裁判を支援してきたが、残念ながら後者は2022年5月の仙台高裁の棄却判決を上告せずして終結した。

7. 情報発信

これまでにふれた関係以外で安全センター情報で紹介した特徴的な記事は以下のとおりである。

2022年1月にILOが発行した「労働安全衛生法令策定のためのサポートキット」のうち、これまでに以下を紹介した。

- ・ はじめに(2023年1月号)
- I OSH法令の進化：初期のOSH法から現代的な法的OSH枠組みへ(2022年12月号)
- II 包括的OSH法の範囲と対象(2022年6/10月号)
- III 国のOSHシステムに関連した諸機関の義務とOSHガバナンス文書(2023年4月号)
- IV OSH義務と権利(2022年8/11月号)
- V OSHに関する労働者代表(2023年5月号)

「石綿禁止を実現した各国の経験を伝える」論文の紹介では、以下を追加した。

- ・ オーストラリアの進行中のアスベストの遺産：ほぼ15年前の全面禁止後でも残る大きな課題(2023年5月号)
- ・ ニュージーランドにおけるアスベスト禁止-1936

～2016年、80年に及び物語(2023年7月号)

2020年5月に全国安全センター・ウェブサイトのリニューアルを行ったが(<https://joshrc.net/>)、別掲図は月別のビューワー数を示している。2020年度177,176件、2021年度288,273件、2023年度515,174件で以上の合計は990,623件になる。最近数か月減少しているのは新規投稿を怠ったことが主な原因と分析しており、挽回する予定でいる。

初めて地域センターのウェブサイト担当者と一緒に検討会議を2022年5月19日と7月5日に開催したが、今後も随時継続していきたい。

また、ビデオによる解説シリーズとして、第1弾は平野議長による「アスベストとアスベスト関連疾患」を作成し、続いて天野理さんによる「新型コロナウイルス感染症の労災認定」4部作、直近では川本浩之さんによる「労災保険の審査請求」を作成、ウェブサイトで公開した。YouTubeチャンネルでも視聴できる(<https://www.youtube.com/@user-jc8yo4ic6c>)。前出の労災保険メリット制院内集会のビデオも視聴できるようにしてある。

9. 組織・財政等

2020年度第31回総会と2021年度第32回総会のオンライン開催の後、2022年度第33回は横浜でリアルで顔を合わせるかたちに戻した。今回は、関西労働者の結成50周年記念企画に便乗するかたちでの開催となる。構造的な収入不足は継続しているため、可能な場合には寄付金、及び、ひろく会員の皆さまに新たに会員になっていただけそうな方/団体のご紹介等をお願いいたします。



2022年度収支決算案

2022年4月1日から2023年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,702,000	1,767,000	▲65,000	1,700,000	2,000
賛助会費	3,547,000	3,815,180	▲268,180	4,200,000	▲653,000
購読会費	472,200	465,200	7,000	500,000	▲27,800
寄付金収入	6,479,250	2,859,000	3,620,250	5,000,000	1,479,250
委託費	2,762,741	2,760,068	2,673	2,760,000	2,741
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	215,066	10,059	205,007	100,000	115,066
前期繰越金	7,345,937	10,506,284	▲3,160,347	7,345,937	0
合計	22,524,194	22,182,791	341,403	21,605,937	918,257

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	10,149,232	10,388,598	▲239,366	10,000,000	149,232
活動費	915,958	1,043,208	▲127,250	1,000,000	▲84,042
印刷費	1,801,876	1,931,151	▲129,275	2,000,000	▲198,124
事務所費	764,774	773,738	▲8,964	900,000	▲135,226
通信運搬費	549,957	537,263	12,694	600,000	▲50,043
什器備品費	54,934	0	54,934	50,000	4,934
図書資料費	19,937	26,153	▲6,216	30,000	▲10,063
消耗品費	7,429	28,198	▲20,769	30,000	▲22,571
会議費	46,162	70,415	▲24,253	200,000	▲153,838
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	34,417	38,130	▲3,713	60,000	▲25,583
予備費	0	0	0	6,735,937	▲6,735,937
小計	14,344,676	14,836,854	▲492,178	21,605,937	▲7,261,261
次期繰越金	8,179,518	7,345,937	833,581		
合計	22,524,194	22,182,791	341,403		

貸借対照表(2022年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	455,141		152,288	
預金				
普通預金(中央労働金庫)	1,664,437		2,603,092	
普通預金(富士銀行)	292,713		273,511	
普通預金(三井住友銀行)	610,988		720,982	
郵便振替	5,156,239		3,596,064	
資産合計		8,179,518		7,345,937

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	0		0	
負債合計		0		0
次期繰越金	8,179,518		7,345,937	
正味財産合計		8,179,518		7,345,937
負債及び正味財産合計		8,179,518		7,345,937

[73頁から続く]

2023. 3. 31 基発0331第52号「被用者保険の更なる適用促進に向けた労働行政及び社会保険行政の連携について」

2023. 3. 31 基監発0331第1号「被用者保険の更なる適用促進に向けた労働行政及び社会保険行政の連携に当たって留意すべき事項について」

2023. 3. 31 基監発0331第2号「第10次粉じん障害防止総合対策について」

2023. 3. 31 基監発0331第号「「労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う労働基準法第37条に係る監督指導時の措置等について」の一部改正につ

いて」

2023. 3. 31 基安安発0331第1-3号「令和5年度における林業の安全対策の推進について」

2023. 3. 31 基安安発0331第4号「高度安全機械等導入支援補助金事業交付要領について」

2023. 3. 31 基安安発0331第5-7号「令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について」

2023. 3. 31 基監発0331第2号/基安労発0331第1号「第10次粉じん障害防止総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」

2023. 3. 31 補償課事務連絡「給付基礎日額の算定に係る参考資料集の活用について」

2023年度収支予算案

2023年4月1日から2024年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,702,000	298,000	1,700,000	300,000
賛助会費	4,000,000	3,547,000	453,000	4,200,000	▲200,000
購読会費	500,000	472,200	27,800	500,000	0
寄付金収入	5,000,000	6,479,250	▲1,479,250	5,000,000	0
委託費	2,760,000	2,762,741	▲2,741	2,760,000	0
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	100,000	215,066	▲115,066	100,000	0
前期繰越金	8,179,518	7,345,937	833,581	7,345,937	833,581
合計	22,539,518	22,524,194	15,324	21,605,937	933,581

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	10,200,000	10,149,232	50,768	10,000,000	200,000
活動費	1,000,000	915,958	84,042	1,000,000	0
印刷費	2,000,000	1,801,876	198,124	2,000,000	0
事務所費	800,000	764,774	35,226	900,000	▲100,000
通信運搬費	600,000	549,957	50,043	600,000	0
什器備品費	50,000	54,934	▲4,934	50,000	0
図書資料費	30,000	19,937	10,063	30,000	0
消耗品費	30,000	7,429	22,571	30,000	0
会議費	100,000	46,162	53,838	200,000	▲100,000
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	40,000	34,417	5,583	60,000	▲20,000
予備費	7,689,518	0	7,689,518	6,735,937	953,581
合計	22,539,518	14,344,676	8,194,842	21,605,937	933,581

2023年度役員体制案

議 長	平野 敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副 議 長	岡田 義明	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	中地 重晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター副議長)
運 営 委 員	川本 浩之	(NPO法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	西山 和宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
	成田 博厚	(名古屋労災職業病研究会事務局)
	松島 恵一	(中皮腫サポートキャラバン隊事務局長)
事 務 局 長	古谷 杉郎	(専従)
事 務 局 次 長	澤田 慎一郎	(専従)
	飯田 勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
	田島 陽子	(関西労働者安全センター事務局長)
会 計 監 査	榊原 悟志	(情報公開推進局)
	片岡 明彦	(関西労働者安全センター)

[90頁から続く]

ILO／インセンティブには二面性がある……………	32
欧州：OSHWiki	
労災補償と経済的インセンティブ……………	35
ジアセチルへの曝露－香料産業だけでなくコーヒー	
製造等でも健康被害の可能性……………	40
大阪アスベスト弁護団 電話相談1000県の分析結果	
31%が診断あるも行政認定は受けてなし	
5.5%を弁護団が受任して補償・救済へ……………	46
【各地の便り/世界から】	
「施行簿」という行政通達文書名リストの欠陥	
厚労省●答申受けても実態調査もなし……………	51

現場の声無視による重大災害

東京●大久保製塩支部の取り組み(寄稿)……………	54
時効救済ホットライン相談事例	
西日本●元請同じ下請「同一事業所」と判断……………	57
米国からの相談から労災認定	
東京●内装工・現場監督の中皮腫……………	58
酪農技能実習生の労働災害	
北海道●治療費しか労災にせず……………	60
アゾ染料による膀胱がん認めず	
東京●中国・縫製工場での曝露に地裁判決……………	61
労災企業の不服訴訟5年で114件	
韓国●確定85件は3件を除き企業敗訴……………	62